

賃貸借契約解約届(事業用)

年 月 日

下記の賃貸借契約を解約致します。

| | | | | | | |
|--|--|------------|------------|---|---|-----|
| 物件名 | | | | | | 号室 |
| 契約者名 | | | | | | 印 |
| 解約日 | 年 | 月 | 日 | ※解約日は契約により異なりますのでご注意ください。 例)1ヶ月前解約の契約の場合:3月6日届出⇒4月5日最短解約日 ※解約届提出後は、貸主の承諾が無い限り解約の撤回・解約日の変更はできません。 | | |
| 退去立会日 | 年 | 月 | 日 | 時間 | AM PM | 時 分 |
| 引越作業日 | 年 | 月 | 日 | 時間 | AM PM | 時 分 |
| 引越業者名 | (連絡先: — —) | | | | | |
| 粗大ごみ | 有・無 | 種類(例:扇風機等) |) 申請済み・未申請 | | 渋谷区清掃局:03-5296-7000 渋谷区以外はそれぞれご確認ください。 | |
| ※粗大ごみの回収は清掃局への申請から1ヶ月かかる場合があります。間に合わない場合は転居先で処分して下さい。 ※粗大ごみが退去日までにお部屋・ゴミ置き場に残置されていた場合処分費用を請求致します。30,000円～ | | | | | | |
| 駐車場・駐輪場 | 駐車場契約: <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (ある場合→ 解約手続 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未) 駐輪場契約: <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある (ある場合→ 解約手続 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未) | | | | | |

退去に関する連絡

| | | |
|--------|--|-------------------|
| 連絡先氏名 | <input type="checkbox"/> 契約者 <input type="checkbox"/> 入居者 <input type="checkbox"/> その他() | |
| 日中連絡先 | — — | [職場・携帯・その他(名称:)] |
| 転居先住所 | (〒 -) | |
| 転居後連絡先 | — — | [職場・携帯・その他(名称:)] |

敷金返金口座

| | |
|-------------|--------------|
| 銀行 信金・信組 | 本店 支店・出張所 |
| フリガナ | |
| 口座名義人 | 当座 普通 No. |

通信欄

| |
|--|
| |
|--|

退去に関する事前確認 必ずご記入ください。

●解約理由
 移転など事業環境の変化 手狭になった 部屋に不満
 (不満の理由:)

●その他()

※解約日は、契約に従い決定されます。詳しくは契約書をご確認下さい。
 ※原状復帰後の物件返却の為、解約日は原状復帰作業に必要な日数(下記参照)を含めて設定して下さい。
 (必要日数: ~50㎡ → 15日程度 / 50~150㎡ → 20日程度 / 150~350㎡ → 25日程度 / 350㎡~ → 40日程度)
 (必要日数は土日祝含めず計上下さい。物件の内装設備、残置物の状況により、上記の必要日数は変動する場合がございます。)
 ※引越は原則として専門業者に依頼するものとし、EV・ホール・エントランス・扉等必ず養生して下さい。
 ※引越日・退去立会日が未定の場合、決まり次第御連絡下さい。
 ※退去立会いは荷物が何も無い状態でお願いします。
 ※退去日当日に御返却いただくもの ①ご入居時お渡しした取扱い説明書類一式 ②鍵(コピー含)
 ※火災・損害等の保険解約手続きは、借主様が保険会社へ直接ご連絡下さい。
 ※公共料金の解約と精算、郵便局への住所移転届けの提出をお済ませ下さい。
 ※弊社定休日(水・祝日)に退去立会日を希望される場合は出張料(税別 ¥10,000)をご請求させていただきます。

※本解約届ご提出の際は、必ず到着確認のお電話を下さいますようお願い致します。

<解約届提出先 及び 連絡先>

提出者ご署名欄

| |
|--|
| |
|--|

〒151-0063 東京都渋谷区富ヶ谷1-52-1 KNビル1階
 株式会社 サン都市計画
 TEL:03-3469-5451 FAX:03-3469-3690
 mail: suntoshi@suncp.co.jp

※ 本解約届が弊社に到着した日をもって、正式な解約予告日とさせていただきます。
※ 建物内付帯駐車場・駐輪場を賃借中の場合、駐車場・駐輪場の解約も別途必要となります。